

K-Report

2018年 2月 1日発行
第 8 卷 第 2 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 業務改善助成金が拡充に

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械整備・POSシステムなどの導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。この助成金が、平成29年度補正予算（案）に基づく措置として、対象となる事業場が拡大されました。具体的には、事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上と40円以上について、対象となる事業場が、事業場内最低賃金1,000円未満の事業場に拡大され、新たに埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の9都府県が対象となり、これにより47都道府県で活用できることになりました。

【今回の拡充の内容】（平成29年度補正予算（案）に基づく措置）

《拡充後》

（※1）
常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は助成率が3/4になります。

（※2）
常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は助成率が4/5になります。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限	助成対象事業場	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※1)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場 《全国拡大》
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	
60円以上	生産性要件を満たした場合は 3/4 (※2)	100万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	変更なし
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	
120円以上		200万円		

【留意点】

- 助成金の支給は補正予算成立が条件となりますが、申請は補正予算成立前であっても可能です。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 人材育成・教育訓練費や経営コンサルティング経費も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

2. 労務管理の基礎知識

■ 年次有給休暇の時間単位付与

(※3)
分単位など時間未満の単位は認められません。

(※4)
労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、労使協定の締結がなくても、日単位取得の阻害にならなければ半日単位で年休を与えることが可能です。

(※5)
日によって所定労働時間数が異なる場合は、1年間における1日平均所定労働時間数（これが決まっていなかった場合は決まっている期間における1日平均所定労働時間数）を基に定めます。

労働基準法第39条は、労働者の心身を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨から、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。この年次有給休暇の取得については、日単位による取得のほか、労使協定により5日の範囲内で時間単位の取得をすることができます。(※3・4)

【労使協定で定める事項】

① 対象労働者の範囲

⇒ 対象となる労働者の範囲を定めます。仮に一部を対象外とする場合は、「事業の正常な運営」を妨げる場合に限られます。取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。

② 時間単位年休の日数

⇒ 5日以内の範囲で定めます。なお、前年度からの繰り越しがある場合は、当該繰越し分も含めて5日以内となります。

③ 時間単位年休1日の時間数

⇒ 1日分の年次有給休暇に対応する時間数を所定労働時間数を基に定めます。時間に満たない端数がある場合は、時間単位に切り上げてから計算します。(※5)

④ 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

⇒ 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数（例えば「2時間」など）を記入します。但し、1日の所定労働時間数を上回ることはできません。

3. 所長コラム

■ 公的年金の行方



政府がまとめた中長期的な高齢者施策の指針となる「高齢社会対策大綱案」では、高齢者の就業促進と年金の給付改善案が盛り込まれ、数値目標として、平成28年時点で63.3%だった60～64歳の就業率を32年に67%まで引き上げる目標を掲げています。

公的年金の受給開始年齢（1966年4月以降生まれは65歳）前に亡くなり、扶養家族もいなかった場合には公的年金の保険料は全くの「払い損」になるが、長寿の人にとっては心強い生活の支えとなる。公的年金の本質は「長生きリスク」を避けるための支え合い保険だ。日本年金機構が運営する「ねんきんネット」で試算すると、現時点で平均的な額は、年収約510万円の社員が40年加入した場合で月額15.4万円だ。

月額15.4万円年金だけでの収入ではいささか心もとないが、妻の老齢基礎年金月額6.49万円と合わせそそこ家計が成り立つ程度。ただし、政府は2004年に「マクロ経済スライド」と呼ばれる抑制策を導入し、高齢者が受け取る年金額は徐々に目減りしていく。高齢者施策の指針となる大綱の見直し案では「65歳以上を一律高齢者とみるのは現実的でない、公的年金の70歳超の受給開始を選択可能にする」とあるが、選択制が継続的に続くとは思えないのは私だけだろうか。